

一般社団法人日本毒性病理学会  
評議員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本毒性病理学会（以下「本会」とする。）の定款第35条に基づき、評議員について定める。

(定数)

第2条 評議員の定員は、会員数のおよそ1割とする。

(評議員候補者の審査)

第3条 理事会は、評議員候補者を審査・決定し、総会に推薦する。

2 評議員候補者は、評議員、一般会員の中から推薦される。

3 任期中評議員は、別途定める条件を満たす場合に、次期評議員候補者となることができる。

4 一般会員は、新規評議員候補者の資格ならびに年齢制限を満たし推薦を受けた場合に、評議員候補者となることができる。

(任期)

第4条 評議員の任期は、就任が承認された事業年度の4月1日に始まる2年間とする。

(新規評議員候補者の資格)

第5条 新規評議員候補者の資格は、以下のとおりである。

(1) 新規評議員候補者の資格は一般会員歴が5年以上で、6年制大学卒業者では5年以上、4年制大学卒業者では7年以上、およびそれ以外のものではこれに準ずる年数の毒性病理学領域における研究歴を有し、相応の業績を有するものとし、さらに、日本毒性病理学会機関誌（The Journal of Toxicologic Pathology）に少なくとも1編以上の論文（共著可）を發表している者。

(新規評議員候補者の年齢制限)

第6条 就任時に満57歳以上の者は新規評議員候補者となることはできない。

(新規評議員候補者の推薦方法)

第7条 新規評議員候補者の推薦に際しては、10月31日までに次の書類を理事長（事務局宛）に提出するものとする。

(1) 名誉会員、功労会員、評議員いずれかの2名以上の推薦

- (2) 履歴書（最終学歴以降、および専門分野と専攻テーマを記載のこと）
- (3) 業績目録
- (4) 会員管理システムにおける新規評議員候補者の個人情報のすべてを最新情報に更新し、維持する旨の宣誓

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

1. この規程は本会設立の日より施行する。
2. 上述の任期中評議員は本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会における評議員経験を継承するものとする。
3. 法人設立時は、本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会で選任された評議員を継承するものとする。